

令和7年第6回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	令和7年12月8日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和7年12月12日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和7年12月12日	午前10時18分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	4番	江口正勝	5番	山下淳也		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	山口順也		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原恵		
	会計管理者	宮崎貴浩	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	吉村秀彦		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	灰塚重則		
	福祉課長	釘本あゆみ	子ども保育課長	前山正生		
	農林建設課長	古賀九州男	教育委員会事務局長	井手勝也		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和7年12月12日

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 予算特別委員会の設置

日程第3 議案の委員会付託

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第6回大町町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第1 議案に対する質疑

○議長（諸石重信君）

日程第1. これより町長提出の議案に対する質疑を一括して行います。

質疑につきましては、条例、補正予算に分けてお願いいたします。

なお、質疑につきましては、大町町議会会議規則第54条で1議題につき原則3回と規定されておりますので、御認識をよろしくお願いいたします。

それではまず、条例について、議案第46号から議案第52号までを一括議題といたします。質疑ございませんか。3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

おはようございます。議案第50号、51号、52号についてお伺いをいたします。

議案第50号、51号につきましては、改正につきということですが、新設項目なども結構ございますので、これについて説明のほうをお願いいたします。

それから、議案第52号につきましては、提案理由のところにもありますとおり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）、こちらのほうが今、たしか仮称でこども誰でも通園制度となっていたと思います。これが多分、従来までの一時

預かり事業あたりが該当するんじゃないかと思しますので、こちらの比較なども含めて、説明のほうをよろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（灰塚重則君）

北沢議員の御質問にお答えいたします。

議案第50号、51号からまず先に説明させていただきます。

議案第50号 大町町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、主な改正点としては、不適切な保育への対策強化や保育士の配置基準とか、あとは虐待の通報の義務化等々が盛り込まれております。この点につきましては、厚生労働省令のほうで基準が示されております。町としましては、その基準に準じた形で条例を改正させていただくものでございます。

また、議案第51号についてでございますが、こちらはいわゆる確認条例ということで、子ども・子育て支援法の改正に伴い、内閣府から発令されました運営基準に基づき改正させていただくものでございます。

ポイントとしましては、いわゆる安全対策、危機管理の強化であったり、また、児童福祉法の改正に伴う人員配置等の改正、こちらも同様に虐待防止に関する内容が盛り込まれているところでございます。

そして、議案第52号の大町町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということですが、こちらの乳児等通園支援事業は、先ほどおっしゃられましたとおり、仮称にはなっておりますが、こども誰でも通園制度という事業のことになってございます。

令和8年4月からの事業実施に向けて、今、国のほうから様々な内容、今回こういった形で設備基準が発令されましたので、町としても制定させていただくものでございますが、御質問にありました一時預かりとの違いということでございますけれども、一時預かりというのは、基本的には保護者に対するサービスという取り方が適切かと思えます。こちらのほうはゼロ歳から5歳児が対象になりますけれども、保護者の方の都合ですね、例えば、病院に行かなきゃならないとか、ちょっとお子さんを見ることができない、そういった場合に一時的にお預かりするということで対応するものでございます。今回、こちらの乳児等通園支援

事業につきましては子供が主体になっております。ですので、特段大きな理由とか事情が必要ということではなく、ゼロ歳から2歳のお子さんが誰でも、いつでも保育園を利用することができるというような内容になってございます。

先ほど言いましたとおり、その運用に関する細かいスキームであったりとか、詳細につきましては、現在まだ国からの通知等もそろっておりませんし、また、準備等も町内の施設と協議しながら進めているところでございますので、追って開始前にはその辺りもお示しできるものと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。2番三根議員。

○2番（三根和之君）

議案第49号 大町町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてということで提案されております。提案理由についても、林野火災に対応するものということで説明をされております。

全国的な林野火災については、12月になって乾燥して、12月9日に神奈川県、そして群馬県で山林火災がかなり発生をしております。これに対応するものかなということで質問をさせていただきますが、今回の改正の第1条、目的という形で「森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し」ということで書いてありますので、森林という意味合いからして、山が近くにある部分についても、火入れについてはかなり厳しいかなということで思っております。

そういうことで、実は農村部に関しては春と秋に堤防の草払いをそれぞれの地域でやっております。今年度の補正の中で草払い機の導入をされましたが、実は全部を刈り取るというのはなかなか厳しく、内堤なり、一番側溝に近いところについては手刈りをするということになっており、これを手刈りする場合には、かなり長い草があるために二度切り等も実施することによって、実際は、次の作業を軽くしたいということで、特に砥石川、それから杉谷第一ため池、これは焼却をされた経緯もあります。この規制に伴って、ここら辺の火入れ届に関してはどう取り扱えばいいのか、御答弁をお願いしたいと。

もう一点、この森林法をちょっと確認させていただいたところ、平成28年度に森林法の改正がありまして、それぞれ林地台帳を整備しなさいというような法律改正がされております。

そこら辺で、大町町もその台帳の整備がされているのかをお聞きしたい。

この2点についてお願いします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

私のほうから、今回の条例の届出の分についてちょっと説明したいと思います。届出自体は以前と変わらないというところが大前提にはなるんですけども、一定の火入れの目的によって、消防のほうなり、町なりの窓口があるところがございます。今、議員おっしゃられるように、砥石川とか杉谷ため池というのは当然森林に近いというところで届出をもって許可関係は出ると思います。あくまでも、火を入れてはいけないではなくて、気象条件を基に、直前まで、こういった気象条件があればちょっと火を入れないでくださいね、今、議員言われたように、林野火災の予防を目的としておりますので、火を入れてはいけないじゃなくて、気象条件を基に火を入れる判断が発生するというところで御理解ください。お願いします。

以上です。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

私のほうからは、林地台帳、森林台帳の部分についてですけども、森林台帳は森林法の第5条というところに定めてある地域森林計画ということで、そこに係る台帳というふうになります。策定自体は県のほうでしていただいております。それを共有しているというところでございます。

この台帳につきましては、いわゆる林業というかですね、計画的に造林をしたりとか、ゾーニングをしたりとかという部分が主な役割じゃないですけど、趣旨になっておりますので、今回の火入れに係る、いわゆる森林、木が生えているところとは別物というふうにご考慮いただけたらと思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございます。

もう一点、実際、戸惑うわけですね。ため池を燃やすときには出したほうがいいのか、出さないほうがいいのかという心配もちょっと地域では出てくるかなということも感じます。実際、気象条件に基づいて駄目ですよというのは地域でも判断されると思うんですけど、今までの経過を見れば、消防車を一緒に配置して燃やすてろという手続もしております。特に砥石川については新たに団地もできたりしていますので、そこら辺の地域との問題なりを十分緩和していきますけど、火入れ届を出して許可をするという判断が、ちょっと地域によっては、これがどういうふうに影響するかなという判断材料を、再度、総務課長にお聞きをしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

先ほど申しましたように、火入れの目的によって火入れの届出先は変わってまいります。

市町村が火入れ許可ができるのが、造成のための地ごしらえ、それから開墾準備、害虫駆除、焼き畑、採草地の改良、こういった理由での火入れのときは市町村に届出をしていただいて市町村が許可をするということになっております。それ以外の火入れについては消防等に届出になるかと思いますが、この辺ちょっと分かりにくい部分があれば、改めてになりますが、町報とかでも啓発は進めていくべきだと思います。

それから、今、議員言われたように、近隣にアパートだとかという話になれば、廃棄物処理法になります。私どもが今所管しているのは火災予防の部分ですので、環境の部分での配慮等はまた必要かと思えます。よろしいですか。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員、まとめてください。

○2番（三根和之君）

堤防を刈るときには、今さっき答えられた廃棄物の法律で対応するのか、今言う火入れで対応するのかの判断が、ちょっとお答えを聞いた上でどうしたらいいかなと思いましたので。

最後です。どうでしょうか。もう一回、総務課長。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

申し訳ありません、我々が申している火入れというのは、火をつけるまでの火災予防の話です。もう一つの廃棄物処理法ですね、そちらは実際、火を起こした後、煙等が発生しますよね。そういったときに環境の面で規制があるところがございます。その中にも例外規定がございます、例えば、市町村、国または地方公共団体が施設の管理を行う場合の火入れですね、そういったのとか、今、議員おっしゃられます農業、林業、または漁業を営む場合にやむを得ないものとして扱われる廃棄物の焼却、そういったものは一応例外規定として、廃棄物処理法の中で火を入れてもいいですよとはなっているんですが、むやみに火は入れられなくてですね、軽微な焼却であっても、煙や悪臭等で周辺住民の人々から苦情があった場合は指導の対象となりますということです、環境の面でも、むやみやたらと火は入れられないようになっております。こっちはほうは特に届出とかもございません。あくまでも我々が今申しているのは、火災予防のための火入れの届け先が市町村なり消防のほうになりますということで御理解ください。お願いします。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、次に補正予算に移ります。

議案第53号及び議案第54号を一括議題といたします。

議案番号並びにページ数をお示しください。質疑ございませんか。5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

おはようございます。議案第53号、一般会計補正予算ですね、そちらの38ページ、14節、工事請負費の境川樋管及び現場樋管排水ポンプ設置工事で5,270万円の増額、それと42ページ、12節、委託料で大町町公設学習塾「まちじゅく」業務委託の231万円の減額について御説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

それではまず、農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

では、山下議員の御質問にお答えいたします。

境川樋管及び現場樋管排水ポンプ設置工事の増額につきまして、現在、中島地区の現場樋管と港町地区の境川樋管というところに0.3トンのポンプ増設の計画をし、いろいろ協議等、準備をしておるところです。

当初、ポンプの配管を堤防にはわせる形で、堤防から六角川本川のほうへ排出するという計画で進めておりましたが、六角川は国の管轄でございますので、河川事務所と河川協議をする際に、堤防の管理上、露出、はわせるのではなく、埋設、埋めるようにしてくださいという指示がございました。埋設で測量等を行いましたところ、堤防の構造上、必ず必要な断面、これは定規断面という言い方をいたしますけれども、その定規断面に食い込む形となりましたので、堤防に盛土腹づけをし、配管が定規断面を侵さないよう設計の変更をしたところでございます。

また、境川につきましては、隣接する町道土場線も河川区域でございますので、そちらにも同様に定規断面がございます。こちらについても同様に、盛土等により定規断面を侵さない配管の経路とする必要がございましたので、今回の増額ということになりました。原則、ポンプの製造費ではなく、土木工事に絡む増額でございます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

補正予算、42ページ、委託料の大町町公設学習塾「まちじゅく」業務委託231万円の減額について御説明いたします。

こちらにつきましては、現在、3年でまちじゅくの公募を行っておりまして、令和7年度が切替えの年になってございました。公募をプロポーザルで行いましたけれども、応募がなく、また、前受託事業者や町内を含め近隣の塾等にも協議を行いましたけれども、なかなか厳しく、そのため、今年度は緊急的に教育長を含め教育委員会でまちじゅくを対応することといたしました。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませつか。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

15ページ、議案第53号でございませ。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金が44万4千円のマイナスでございませ。

それと20ページになりますけれども、教育債の過疎対策事業債（ひじり学園校舍整備事業）マイナスの230万円、（ひじり学園前期課程体育館照明LED化事業）470万円のマイナス、それが過疎対策事業債で700万円のマイナスとなっております。

そして41ページなんです、ここで前期課程体育館照明更新工事がマイナスの466万4千円となっております。

もう一つ、42ページです。支援教室空調設置工事、マイナスの225万5千円、これの分の説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

御説明いたします。

まず、15ページの学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金44万4千円の減額ですけれども、こちらは先ほどのまちじゅくの県の補助の分となりますので、まちじゅくが事業を減額していますので、その分の減額という形になります。

また、20ページの過疎対策事業債の分ですけれども、こちらは先ほど議員がおっしゃいました、41ページ、42ページの工事関係ですね、前期課程体育館照明更新工事の466万4千円の減額、こちらが入札による減となります。

また、42ページですね、支援教室空調設置工事225万5千円、こちらにも契約によります予算からの減額というふうになっております。こちらにつきましては、財源としまして過疎対策事業債を予定してございまして、契約の工事費自体が減額になったための過疎対策事業債の減額という形になります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

いずれにいたしましても、当初予算があったんですけれども、そのときに上げてある金額というのは見込みでしてあって、その後、結局、何か交渉というか、契約をした時点でこの金額になって、この差額の分が工事代金ということになりますかね。意味は分かりますか。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

御説明いたします。

体育館のLED照明工事、41ページの方ですけれども、当初予算額が895万4千円でございます。こちらにつきましては、あくまでも工事を行うための見積り等の予算の参考の額となります。こちらから入札を行いまして、契約が429万円となりましたので、差額の466万4千円が減額という形になっております。

続きまして、42ページの支援教室の工事の方ですけれども、こちらにつきましても当初予算額が374万円となっております。それに対しまして契約額が148万5千円となりまして、差額の225万5千円が減額というふうになります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

まとめてください。藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

どちらにしましても、当初予算のときには、前もって少しはちょっと予定というか、金額とかなんとかのあれはしていらないのか。出来上がりは半額ぐらいの形になっておりますので、その点をちょっとお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

お答えいたします。

あくまでも工事業者、担当に現地を確認していただきまして、仮にリモコンの配線とか工事の箇所とか、そういったところが最大限になった場合を想定しましての参考での予算の見積りというふうになっております。それを予算のほうに使わせていただいております。

実際、契約しまして工事に入りますと、リモコン配線だったり、大きな穴をほがすとかで

すね、そういったところが最小限でよかったということ等の事情がございまして、結果、予算に対する契約の金額が下がっておるとい形になりますので、そういった事情で減額というふうにさせていただいております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

議案第53号、一般会計補正予算の分で、ページ数が40ページ、消防費の災害対策費、避難行動要支援システム標準化対応に係る負担金148万3千円の減。減額の理由と、あとこの事業そのものの説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

総務課参事。

○総務課参事（亀川 修君）

お答えします。

避難行動要支援システム標準化対応に係る負担金ということで、今回148万3千円の減額をお願いしているところですが、こちらのほうは今年度、システム等の標準化ということで移行が起きているというところで、負担金として——杵藤電算センターのほうで運営のほうをしていただいておりますが、当初、金額が177万1千円程度で見積りをいただいていたところなんですけれども、標準化システム移行を行う中で、作業等が完了したところで額の決定が今回28万8千円という通知が来ておりますので、その分の差額を今回減額させていただいているところです。

内容につきましては、標準化システムということで今、国のほうでシステムの統一化を図られているというところで、ほぼ自治体のほうで取組をされていることかなと思っております。これまでは杵藤地区、広域圏のほうで広域的にこの避難行動要支援者システムというのを運用——この地区でというんですかね、地域でシステムの運用をしておりましたので、そのシステムが今回、国の標準化システムといいますか、そちらのほうに移行するというところで移行作業が必要となったことから、当初、費用等をお願いしていたところなんです。今まで地域で運営しているシステムだったんですけれども、今回初めて国のほうで運用をされるシステムに変えるというところで、当初見積もられていた、予想されていた額と、実際

行った額との金額の相違と申しますか、そちらのほうが発生したというところにはなりません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

避難行動要支援ということですので、これは災害時におけるということによろしいんですかね。水害であるとか台風であるとか、そういうときの住民の行動なんでしょうか、それとも、また別なんでしょうか。

○議長（諸石重信君）

総務課参事。

○総務課参事（亀川 修君）

この避難行動要支援システムにつきましては、まず、福祉課のほうで要支援者の名簿を作成していただいております。その中で、こちらのほうでも災害時に支援を行えるようにということで、個人の方の、担当区で区長さんとか、消防団でいえば何部が範囲になっているとか、そういう情報を管理というか、情報を載せたところで台帳というのか、システム上にはなってますので、1枚1枚というわけではないんですけれども、そういう管理を行って、その方の支援をスムーズに行えるようにということで運用しているシステムとなっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これで町長提出の議案に対する質疑を終わります。

日程第2 予算特別委員会の設置

○議長（諸石重信君）

日程第2. 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第53号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第54号 令和7年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての2議案

は、一般会計並びに特別会計に関する補正予算でございます。つきましては、大町町議会委員会条例第4条の規定により予算特別委員会を設置し、一般会計並びに特別会計に関する補正予算について審議することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の補正予算については、予算特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、大町町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、お手元に配付いたしました名簿のとおり、全議員8名を委員としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は全議員8名が委員になることに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長については、大町町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、先ほどの休憩中に委員会において互選されましたので、報告をいたします。

予算特別委員会の委員長に2番三根議員、副委員長に8番藤瀬議員、以上のとおり互選されました。

日程第3 議案の委員会付託

○議長（諸石重信君）

日程第3. 議案の委員会付託を行います。

先ほど予算特別委員会の設置が決まり、補正予算については予算特別委員会、条例については常任委員会で御審議いただくこととなります。

議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ関係委員会に付託することに御異議ございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

双方の常任委員会についての時間というところで、予算特別委員会終了後となっております。これに合わせて速やかにという言葉が欲しいと思いますけど、いかがでしょうか。

各担当の職務の関係上、いろいろ速やかにというのはできんかも分かんけれども、職務の内容と合わせて、速やかにできるようにお願いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

皆さん、それでよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

それでは、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案は議案付託表のとおり、関係委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会をいたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時18分 散会